

申請事業所向け事前周知

令和7年 9 月

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会

2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク申請)について

令和8年度(2026年度)のGマーク申請において、「ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況」については、令和6年4月より、ドライバーの時間外労働時間の上限が960時間と規定されたことに伴い、「960時間を下回る」ことを評価の対象としておりましたが、令和8年度は、更なる時間短縮に向けた取組について評価することとし、以下のとおり変更することといたしますので、申請の準備に際し、ご留意願います。

【変更項目】

評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性

グループ3-(4)ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況

【変更概要】

<判断方針>

ドライバー時間外労働時間の更なる時間短縮に向けた取組について評価します。

<判断基準>

- ① ドライバーの時間外労働時間について、2026年7月1日現在有効な36協定届にて、1年の時間外労働時間数が880時間以下であることを評価します。(2点付与)
- ② ドライバーの時間外労働時間について、2026年7月1日現在有効な36協定届にて、1年の時間外労働時間数が、前回届出の時間数を下回っていることを評価します。(1点付与)

※ 令和8年度(2026年度)限り